

質問第四号

海外に派遣される自衛隊員への抗マラリア薬「塩酸メフロキン」予防投与の実態と副作用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年八月九日

小 池 晃

参議院議長 江田 五月 殿

海外に派遣される自衛隊員への抗マラリア薬「塩酸メフロキン」予防投与の実態と副作用に関

する質問主意書

米国で幻覚などの副作用が指摘されマラリア予防のための投与が中止されてきている塩酸メフロキンの予防投与を海外に派遣される隊員に対して自衛隊は引き続き行っているが、海外の状況を踏まえ再検討の必要があると考える。

そこで、以下質問する。

一 海外のマラリア流行地域に派遣される自衛隊員に対しては、抗マラリア薬塩酸メフロキンが予防投与されている。最近十年間の予防投与の実績について、派遣ミッションごとに派遣部隊名と派遣隊員数、派遣年月日、派遣期間と当該派遣部隊が塩酸メフロキンの投与を受けた期間をそれぞれ明らかにされたい。

二 最近十年間、海外に派遣され塩酸メフロキンを投与された自衛隊員の派遣中・派遣後の自殺、原因不明の死亡など不審死の状況について、総数を明らかにされたい。また、当該不審死事例それぞれについて派遣ミッション名、派遣部隊名、派遣年月日、派遣期間と塩酸メフロキン投与期間を、それぞれ明らかにされたい。さらに、政府は、当該不審死の原因や今後の対策についてどのように考えているか明らかにされ

たい。

三 塩酸メフロキンは、使用上の注意として「予防に用いる場合には、副作用に留意し、投与期間は原則として十二週間までとし、その後の継続投与については、副作用の発現等に留意し、定期的に検査を実施する等慎重に行うこと。」（塩酸メフロキン製剤「メファキン『ヒサミツ』錠275」添付文書）とされている。海外派遣された自衛隊員で、十二週間を超えて塩酸メフロキンの予防投与を受けた者は存在するか。存在する場合、派遣ミッションごとに派遣部隊名、派遣隊員数、派遣年月日、派遣期間、当該派遣部隊が塩酸メフロキンの投与を受けた期間について、それぞれ明らかにされたい。

四 塩酸メフロキンは精神障害などの副作用が指摘され、塩酸メフロキンの予防投与による幻覚やうつ症状がイラク派遣部隊帰還兵による殺人事件の要因の一つと指摘されている。塩酸メフロキンの副作用の問題について、どのように政府は認識しているか明らかにされたい。また、塩酸メフロキンの予防投与について、オーストラリアは既に行っており、米軍もイラク派遣部隊について塩酸メフロキンではない他のマラリア予防薬に切り替えている。一方、さきに指摘したとおり日本は引き続きマラリア予防のため塩酸メフロキンの予防投与を行っているが、副作用の指摘もあり、再検討が必要ではないか。政府の見解を明らかに

かにされたい。

右質問する。

